

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法第5条第1項第5号に掲げる事項の変更をしようとする旨の届出があったので公告する。

平成22年5月14日

滋賀県知事 嘉田 由紀子

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 ジャスコ長浜ショッピングセンター 長浜市山階町271-1
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名  
滋賀不動産株式会社 長浜市八幡中山町535番地の6 代表取締役 伊藤 光男  
丸金石油株式会社 長浜市中山町6番27号 代表取締役 川地 宏光
- 3 変更しようとする事項
  - (1) 変更前
    - ア 駐車場の位置及び収容台数 1,455台
    - イ 駐車場の出入口の数及び位置 5か所（出入口3か所、入口1か所、出口1か所）
  - (2) 変更後
    - ア 駐車場の位置及び収容台数 1,050台
    - イ 駐車場の出入口の数及び位置 6か所（出入口4か所、入口1か所、出口1か所）
- 4 変更年月日
  - ア 駐車場の位置及び収容台数 平成22年12月24日
  - イ 駐車場の出入口の数及び位置 平成22年4月24日
- 5 変更の理由
  - ア 駐車場の位置及び収容台数 駐車場契約が終了するため。
  - イ 駐車場の出入口の数及び位置 来客の利便性向上のため。
- 6 届出年月日 平成22年4月23日
- 7 届出書類の縦覧場所および縦覧期間
  - (1) 縦覧場所
    - 滋賀県県民文化生活部県民生活課県民情報室 大津市京町四丁目1-1
    - 滋賀県商工観光労働部商業振興課 大津市京町四丁目1-1
    - 滋賀県湖北環境・総合事務所総務課 長浜市平方町1152-2
    - 長浜市産業経済部商工振興課 長浜市高田町12-34
  - (2) 縦覧期間 平成22年5月14日から平成22年9月14日まで
- 8 意見書の提出期限および提出先
  - (1) 提出期限 平成22年9月14日
  - (2) 提出先 滋賀県商工観光労働部商業振興課  
〒520-8577 大津市京町四丁目1-1